

＜ 入札公告 兼 入札説明書 ＞

次のとおり条件付き一般競争入札を行います。

令和 7 年 10 月 23 日

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
経理責任者 理事 和泉 雅幸

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

(1) 各工事に共通する事項

ア 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所契約事務取扱規程第 2 条に基づき、以下に該当しない者であること。

(ア) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(イ) 神奈川県指名停止等措置要領に基づく入札参加停止の措置がなされている者

(ウ) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、その事実から 2 年が経過していない者、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(a) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(b) 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(c) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(d) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(e) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

(f) ウの規定により競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

イ 発注工種につき、有効な経営事項審査結果通知を受けていない者でないこと。

ウ 入札参加資格確認申請期限以前 2 年以内に銀行取引停止処分を受けたことのある者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続きの開始決定を受けた後、神奈川県の競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和 40 年規則第 106 号。以下「規則」という。）に基づく入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

エ 入札参加資格確認申請期限以前 6 箇月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出したことのある者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続きの開始決定を受けた後、規則に基づく入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

オ 債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定がなされている者でないこと。

カ 事業税及び消費税を滞納している者でないこと。

キ 発注工種に係る建設業法第 26 条に規定する技術者（監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者）を現場に配置できない者でないこと。

ク 入札金額の内訳書等を提出できない者でないこと。

ケ 社会保険等（健康保険、年金保険及び雇用保険）に未加入である者でないこと。

コ 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(a) 親会社と子会社の関係にある場合。

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社又は再生

手続が存続中の会社である場合は除く。

(a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

(c) 一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 工事別事項

「工事別発注概要書」に記載のとおりです。

2 競争参加資格確認申請

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、「工事別発注概要書」に記載した期限までに、持参又は配達記録が残る郵便等により入札参加資格確認申請書の提出を行ってください。当該申請をもって、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

提出書類については、以下のとおりです。

(1) 競争参加資格確認申請期限において健康保険、年金保険及び雇用保険（以下、「社会保険等」という。）に加入していることを確認するため、最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査受審後に加入した場合は加入を確認できる書類）

(2) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類（建設業許可申請書及び専任技術者証明書（共に副本）の写し）

(3) 競争参加資格として設定されている場合は次の書類

ア 技術者の配置

(ア) 配置予定技術者届（資格設定により専任又は非専任）

※ 主任技術者の兼務を希望する場合は、兼務の相手方となる工事の発注者の収受印の押印を受けた「専任を要する主任技術者の兼務届出書」

(イ) 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係（請負金額が 4,500 万円以上（建築一式工事は 9,000 万円以上）の場合は直接的かつ恒常的な 3 か月以上の雇用関係）にあることが確認できる書類

(ロ) 経歴書

※ 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合はその裏面）の写しを添えること

※ 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）を添えること

イ 同種工事の実績

(ア) 同種工事实績届

当法人又は神奈川県が発注した工事を優先的に記載してください。

(イ) 資格要件とされた内容（規模・工法等）及び完成を確認できる書類

（例）CORINS の竣工時工事カルテ、契約書及び検査済証、施主の施工証明書（任意様式）等の写し

(4) その他「工事別発注概要書」等により指示のあった書類

3 競争参加資格確認通知

「入札参加資格確認申請書」の入札担当者情報に記載の E メールアドレスあて、所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、入札参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので、ご注意ください。

4 資格がないとされた者の説明要求

「入札参加資格確認通知書」により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日の翌日から起算して 5 日以内（土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く。

（以下「閉所日等を除く。」という。）に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、申し立てることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（閉所日等を除く。）に回答します。

5 入札書の提出

- (1) 入札書は封筒に入れて密封し、その封書の表面に氏名（法人の場合はその名称又は称号）及び工事名（朱書き）を記入し、持参又は配達記録が残る郵便等により「工事別発注概要書」に記載した期間に提出してください。郵便の場合は書留郵便等、確実な方法で提出してください。
- (2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。（落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。）
- (3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合は「入札参加資格確認申請書」の入札担当者情報に記載のEメールアドレス宛に、開札日から起算して7日（閉所日等を除く。）以内に通知書を送付します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

6 落札者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。（注）

なお、落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、入札参加者立会いのもと、くじ引きにより落札者を決定します。くじ引き実施日時及び実施場所は、別途対象入札参加者に連絡します。同価の入札をした者のうち、くじを引かない者がいるときは、当法人の入札執行事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定します。

（注）最低制限価格を設定している場合：最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

7 疑義等申立期間

本件入札に入札書を提出した者で、入札執行手続等に疑義がある場合には、開札の日の翌日から起算して2日の間に（閉所日等を除く。両日とも17時00分まで）、「本工事費内訳書」（業務費内訳書）等の設計図書と比較ができる資料（※）を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。（必要に応じて、資料の提出を求める場合があります。）求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。ただし、複写、貸出しは行いません。

なお、入札が不調となった場合又は入札制度に関する内容は、疑義等申立制度の対象としません。

（※）コンサル業務、清掃請負（庁舎外）、環境影響調査については、本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書等、損失補償調査については、業務費内訳書等。

8 内訳書の提出

落札者は速やかに内訳書（※）を「入札担当部署」に持参又は郵便等により提出してください。

（※）内訳書（入札金額を積算したもの）（再度入札の場合は、再度入札金額を積算したもの）。

土木工事については、本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書。建築工事等については、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を契約締結と同時に納付するものとします（ただし、設計金額が300万円未満の場合は不要です。）。ただし、神奈川県債券証券若しくは利付国債証券の提供又は金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

10 その他

- (1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。

また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(4) 次に掲げる入札は無効とします。

ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札

イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

ウ その他入札に関する条件に違反した入札

エ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札

オ その他入札に関する条件に違反した場合

(5) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとします。

(6) 「8」に基づく内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。

(7) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。

(8) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(9) 開札した後であっても、契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。

(10) 社会保険等に参加しているものであることを要します。一次下請負については、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはいけません。

(11) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。

(12) その他入札に係る詳細な手続については「入札参加にあたっての留意事項」に定めるところによるものとします。

「入札参加にあたっての留意事項」URL

<https://www.kistec.jp/nyusatsu/nyusatsu-points/>

**(設計図書取得に関する注意点)**

設計図書は、当法人ホームページよりダウンロード可能ですが、一部の電子ファイルにおいて暗号化を施しておりますので、入札参加を検討される方で当該電子ファイルの閲覧を希望する場合は、工事名、会社名、担当者名、連絡先、神奈川県入札参加資格者名簿認定番号（＊）を明記の上、電子メール（Eメールアドレス om-keiri@kistec.jp）にてご連絡ください。

*入札参加資格を申請中の方は、その旨を明記ください。

電子メールを受領後、入札担当部署より暗号化解除のパスワードを別途ご案内します。

なお、パスワード取得申請は、入札書の提出期限である令和7年11月28日（金）17：00まで可能ですが、質問書提出期限後においては、当該暗号化を施している電子ファイルに関する追加質問等は一切認めませんので、あらかじめご承知おきください。

【重要：ファイルの利用制限について】

ダウンロードした設計図書等の電子ファイルは、入札参加を検討される方が、工事の積算目的においてのみ利用できます。当該電子ファイルを印刷のため複写会社等へ一時的に貸与することは認めますが、当法人の許可を得ずに設計図書の一部もしくは全部を複製、販売及びネットワークによる転送等、積算目的以外の利用に供することは絶対に認めませんのでご注意ください。

工事別発注概要書

工事名		海老名本部無線AP設置工事
工事場所		神奈川県海老名市下今泉705-1 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
工種		電気通信
完成期限		令和8年2月28日（土）
最低制限価格		設定しない （最低制限価格率については、「神奈川県公共工事等における最低制限価格の取扱要領」の「最低制限価格率（％）算出の具体式」を準用します。） 詳細は、県のホームページで必ず確認してください。
契約後V E 提案		実施しない
競争参加資格	企業形態	単体企業
	登録業種	電気通信
	等級格付 又は総合点数	A又はB
	所在地	神奈川県内に本店、支店又は営業所を有すること
	特定建設業許可	—
	配置技術者	次の要件をすべて備える主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置できること。ただし、請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の場合は主任技術者を、5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）の場合は監理技術者を、それぞれ専任で配置できること。 ・営業所の専任技術者でないこと。 ・上記「工種」に係る資格を証明できる書類（技術検定合格証明書等）を有すること。 ・技術者が建設業法施行令第27条の規定により専任であることを要する場合は、競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にあること。 ・請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の場合は、開札予定日に他の工事に従事していないこと。（工事製作期間がある工事を除く。） ※ 神奈川県の「配置予定技術者（主任技術者等）の専任要件の緩和について」を準用し、専任を要する主任技術者については、一定の条件を満たす工事において、兼務が認められます。また、主任技術者が兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合においては、一定の条件において、現場代理人の兼務が認められます。 ※ 詳細は、県のホームページで必ず確認してください。
	同種工事の実績	過去5年以内の同種工事の実績（Cat6及びCat6A LANケーブル敷設工事）
	完成工事高	上記「工種」に係る経営事項審査の完成工事高（「2年（又は3年）平均」の欄）があること。 （経営事項審査は、等級格付（総合点数）の基礎となったもの又はその後の最新のもの。最新の経営事項審査による場合は、落札決定通知時に結果通知書（写）を提出してください。）

	労働福祉	退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（経営事項審査の対象であるものに限る。）又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結していること。
	社会保険	社会保険等に参加している者であること。 （健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務がない者を除く。）
	現場代理人	神奈川県「配置予定技術者（主任技術者等）の専任要件の緩和について」を準用し、入札の結果この工事の契約額（税込）が、4,500万円（建築工事にあつては9,000万円）未満である時は、請負者は、次の1から4の条件をすべて満たす場合には、現に他の一の工事の現場代理人である者を、この工事の現場代理人として兼務させて配置することができる。 1 この工事に連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員は工事現場に滞在し、発注者との連絡に支障をきたさないようにすること。 2 現に現場代理人である工事の契約額（税込）は、4,500万円（建築工事にあつては9,000万円）未満であること。 3 現に現場代理人である工事の発注者が、この工事の現場代理人兼務を承認すること。 4 現に現場代理人である者をこの工事の現場代理人として兼務させて配置する場合は、資格審査書類として、現に現場代理人である工事の発注者の承認を受けたことを確認できる書面（現場代理人兼務届）を提出すること。 ※ 詳細は、県のホームページで必ず確認してください。
	その他	
設計図書の取得方法	設計図書は、すべて本公告に添付しますので、ダウンロードしてご利用ください。設計図書は以下のとおりです。現場説明は行いません。 ・仕様書 ・図面※暗号化あり ・設計書（積算用） ・契約書（案） （設計図書取得に関する注意点） 設計図書は、当法人ホームページよりダウンロード可能ですが、一部の電子ファイルにおいて暗号化を施しておりますので、入札参加を検討される方で<u>当該電子ファイルの閲覧を希望する場合は、工事名、会社名、担当者名、連絡先、神奈川県入札参加資格者名簿認定番号（*）を明記の上、電子メール（Eメールアドレス om-keiri@kistec.jp）にてご連絡ください。</u> *入札参加資格を申請中の方は、その旨を明記ください。 電子メールを受領後、入札担当部署より暗号化解除のパスワードを別途ご案内します。 なお、パスワード取得申請は、入札書の提出期限である<u>令和7年11月28日（金）17:00</u>まで可能ですが、質問書提出期限後においては、当該暗号化を施している電子ファイルに関する追加質問等は一切認めませんので、あらかじめご承知おきください。 【重要：ファイルの利用制限について】 ダウンロードした設計図書等の電子ファイルは、入札参加を検討される方が、<u>工事の積算目的においてのみ利用できます。</u>当該電子ファイルを印刷のた	

	め複写会社等へ一時的に貸与することは認めますが、<u>当法人の許可を得ずに設計図書の一部もしくは全部を複製、販売及びネットワークによる転送等、積算目的以外の利用に供することは絶対に認めませんのでご注意ください。</u>
設計図書に関する質問及び回答	質問期限内に、「<u>入札質問書</u>」を添付して電子メール（Eメールアドレス om-keiri@kistec.jp）により質問してください。 ※質問の文面中には、質問者を特定できる内容を記載しないでください。 質問期限 令和7年11月4日（火） 17：00まで 回答日 令和7年11月7日（金）までに、<u>入札質問書を提出した者全員に回答し、当法人ホームページ「入札情報」に掲載します。</u> ※「入札参加資格確認申請書」の入札担当者情報に記載のEメールアドレスあて、回答します。 ※ 入札説明書及び仕様書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできません。 ※ 再質問期間は設けません。
競争参加資格確認申請期限及び通知日	申請期間 令和7年11月14日（金） 17：00まで 持参又は配達記録が残る郵便等（期限内必着）により、<u>競争参加資格確認申請を当法人指定様式にて行ってください。また、入札公告兼入札説明書の「2 競争参加資格確認申請」に記載した提出書類（こちらも当法人指定様式を利用ください。）も併せて提出してください。詳細は別紙「本入札手続きに必要な提出資料」を確認してください。</u> ※ 申請することにより、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなされるので、資格をよく確認した上で申請してください。 確認通知日 令和7年11月19日（水）（17：00までに通知） 「入札参加資格確認申請書」の入札担当者情報に記載のEメールアドレスあて、資格の有無を通知します。 ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を審査し、確認できなかった者の入札は無効としますので注意してください。
入札書の提出期限	令和7年11月20日（木） 8：30から 令和7年11月28日（金） 17：00まで ※ <u>持参又は配達記録が残る郵便等（期限内必着）により、入札書を提出してください。</u> ※ 入札書は封筒に入れて密封し、その封書の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び工事名（朱書き）を記入してください。 ※ 一旦提出された入札書は撤回できません。質問をしなかった方も事前に必ず質問・回答を確認してください。
開札予定日	令和7年12月1日（月） 10：00 ※ 開札は多少遅れることがあります。 ※ 落札結果については、「入札参加資格確認申請書」の入札担当者情報に記載のEメールアドレスあて、「落札者決定通知書」で全ての入札参加者へ連絡いたします。 ※ 予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きによって落札者を決定します。 ※ くじ引きについては、入札公告兼入札説明書「6」の後段をご参照ください。

再度入札について	1 回目の入札で予定価格以下の入札がなかった場合は 2 回目の入札を行います。2 回目の入札を行う場合は、「再度入札通知書」に 2 回目の入札の日時を記載して、「入札参加資格確認申請書」の入札担当者情報に記載の E メールアドレスあて、通知します。 2 回目の入札の締切予定日時：令和 7 年 12 月 4 日（木） 17：00 2 回目の入札の開札予定日時：令和 7 年 12 月 5 日（金） 10：00 この予定日時は変更の可能性があります。必ず「再度入札通知書」で確認してください。 ※ 最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。 失格となった者は 2 回目の入札に参加することはできません。
支払条件	(1)前金払 する （保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負代金額の 10 分の 4 以内の前金払を行います。） (2)部分払 しない
入札担当部署	海老名市下今泉 705－1 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所 総務部経理課 大下 電話 046－236－1500 内線 5016

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件工事の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本件工事の競争参加資格確認申請期限において、次のすべての事項に該当することを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所契約事務取扱規程第2条に定める競争入札に参加させることができない者に該当しない者であること。
- 2 発注工種につき、有効な経営事項審査結果通知を受けていない者でないこと。
- 3 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
〔※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 4 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
〔※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 5 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
- 6 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- 7 発注工種に係る建設業法第26条に規定する技術者（監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者）を現場に配置できない者でないこと。
- 8 入札金額の内訳書等を提出できない者でないこと。
- 9 社会保険等（健康保険、年金保険及び雇用保険）に未加入である者でないこと。
- 10 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

2 競争参加資格確認について

競争参加資格確認通知で、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

本入札手続きに必要なとなる提出資料

資 料 名 称	必 要 部 数	提 出 方 法	提 出 期 日
【指定様式】入札質問書 *質問がある場合に限る	1 部	電子媒体	令和 7 年 11 月 4 日
【指定様式】一般競争入札参加資格確認申請書	1 部	紙媒体	令和 7 年 11 月 14 日
【指定様式】使用印鑑届	1 部	紙媒体	令和 7 年 11 月 14 日
最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し	1 部	紙媒体	令和 7 年 11 月 14 日
建設業許可申請書（副本）の写し	1 部	紙媒体	令和 7 年 11 月 14 日
専任技術者証明書（副本）の写し	1 部	紙媒体	令和 7 年 11 月 14 日
【指定様式】配置予定技術者届	1 部	紙媒体	令和 7 年 11 月 14 日
【指定様式】専任を要する主任技術者の兼務届出書 *該当する場合に限る	1 部	紙媒体	令和 7 年 11 月 14 日
競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが確認できる書類（注 1）	1 部	紙媒体	令和 7 年 11 月 14 日
【指定様式】経歴書（注 2）	1 部	紙媒体	令和 7 年 11 月 14 日
【指定様式】入札書	1 部	紙媒体	令和 7 年 11 月 28 日
内訳書（注 3）	1 部	紙媒体	落札決定後速やかに

（注 1）配置予定技術者について直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料として、監理技術者資格者証（後述する経歴書の添付資料と併用可能です。）、健康保険被保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写しのいずれかを提出してください。なお、本件確認に不要となる個人を識別できる情報（例：健康保険被保険証に印字されている配置予定技術者本人の住所）は必ず黒塗りにマスキングし、ご提出ください。

（注 2）配置予定技術者について監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合はその裏面）の写しを併せて添えてください。主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）を併せて添えてください。なお、本件確認に不要となる個人を識別できる情報（例：監理技術者資格者証に印字されている配置予定技術者本人の住所、本籍地）は必ず黒塗りにマスキングし、ご提出ください。また、【指定様式】経歴書へ記載する「住所」については、配置予定技術者本人の住所ではなく、会社（又は営業所等）の住所を記載ください。

（注 3）様式は不問ですが、必ず当法人の設計書（積算用）の記載内容（数量等）に基づき作成ください。